おもいやりの郷ショートステイ短期入所生活介護事業運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人白波会が開設するショートステイおもいやりの郷（以下、「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　管理者や従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう支援する。

２　利用者の家族との連携を図るように努めるとともに、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

１　名　称　　おもいやりの郷ショートステイ

２　所在地　　千葉県南房総市白浜町滝口７２１６－８

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

１　管　　理　　者　本体施設と兼務　常勤１名

事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

２　医　　師　本体施設と兼務　１名（非常勤）

利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。

３　生 活 相 談 員　本体施設と兼務　常勤１名以上

利用者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。

４　介護職員及び看護職員の総数　本体施設と兼務　常勤換算方法２２名以上

利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

５　看　護　職　員　本体施設と兼務　常勤換算方法で３名以上、そのうち１名以上は常勤

利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。

６　栄　　養　　士　本体施設と兼務　１名以上

食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導を行う。

７　機能訓練指導員　本体施設と兼務　１名以上

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

（利用定員）

第５条　事業所の利用定員は、１０人とする。

（短期入所生活介護事業の内容）

第６条　介護に当たっては、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

２　一週間に２回以上適切な方法により利用者に入浴をさせ、又は清拭を行う。

３　心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。

４　おむつを使用せざるを得ない利用者について、おむつを適切に交換する。

５　離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。

６　常時一人以上の介護職員を介護に従事させる。

７　利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による介護を受けさせない。

（食事の提供）

第７条　食事の提供は、栄養、入所者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。

２　利用者の自立支援に考慮し、可能な限り離床して食堂で行うよう努める。

食事の時間はおおむね以下のとおりとする。

（１）朝食　　午前　８：００～午前　８：４５

（２）昼食　　午後１２：００～午後１２：４５

（３）夕食　　午後１８：００～午後１８：４５

（機能訓練）

第８条　利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための訓練を行う。

（その他のサービスの提供）

第９条　教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事等を行う。

２　常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

（利用料その他の費用の額）

第１０条　指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の割合に応じた額とする。

２　前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

（１）　送迎に関する費用（厚生大臣が別に定める場合を除く。）

（２）　食事・滞在に関する費用

（重要事項説明書に記載の料金により支払いを受ける。）

ただし、利用者が、保険者より介護保険負担限度額認定証の交付を受け、施設に提示した場合は、提示した日の属する月の初日から、当該認定証に記載され

ている食費の負担限度額とする。

（３）　理美容代

（４）　前各号に掲げるもののほか、日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められるもの。

３　前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

（通常の送迎の実施状況）

第１１条　通常の送迎の実施地域は、南房総市、館山市の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第１２条　利用者は、管理者や医師、看護職員、介護職員などの施設職員の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

２　利用者は、事業所の設備、備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用するものとし、これに反し使用したことにより事業者に損害が生じた場合は、利用者が賠償するものとする。

３　その他この規程に定めるもののほか、サービス利用に関する事項については、契約書及び重要事項証明書に明記し、利用者に説明するものとする。

（緊急時における対応方法）

第１３条　利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

（非常災害対策）

第１４条　非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

２　定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

３　地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難訓練等の実施。

（掲示）

第１５条　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制等を掲示する。

（勤務体制の確保）

第１６条　利用者に対して、適切な指定短期入所生活介護を提供できるよう、短期入所生活介護従業者等の勤務体制を定める。

２　短期入所生活介護従業者等の質向上を図るため研修の機会を次のとおり設ける。

（１）　採用時研修　　採用後１ヶ月以内

（２）　継 続 研 修　　年２回以上

（衛生管理）

第１７条　短期入所生活介護従業者等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断など必要な管理を行う。

２　事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

（苦情処理）

第１８条　提供した指定短期入所生活介護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。

（虐待防止に向けた体制等）

第１９条　事業者は、身体的拘束等適正化委員会、虐待防止検討委員会を設ける。

２　虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行う。

３　職員は、年２回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

（事故発生時の対応）

第２０条　利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な処理を講じる。

（その他運営についての留意事項）

第２１条　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

２　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

３　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人白波会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成１５年４月１日から施行する。

この規程は、平成１６年７月１日から施行する。

この規程は、平成１７年１０月１日から施行する。

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

この規程は、平成２０年１０月１日から施行する。

この規程は、平成２４年７月１日から施行する。

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

この規程は、平成２７年８月１日から施行する。

この規程は、令和１年１０月１日から施行する。
この規程は、令和３年８月１日から施行する。
この規定は、令和６年４月１日から施行する。